

政治資金適正化委員会議事録の公表について（案）

〔平成26年 月 日〕
政治資金適正化委員会決定

政治資金適正化委員会の議事録は、政治資金適正化委員会規程（平成20年4月2日政治資金適正化委員会決定）等に基づき、6年間を経過した後に公表することとしているが、平成20年度第1回委員会からの6年間が、平成26年4月2日に経過することから、今後、以下のとおり、6年間を経過したものを順次公表する。

（1）公表日

- 6年間を経過した後の翌月1日（行政機関の休日の場合は、その翌日）を公表日とする。
例：平成20年7月の開催分（7月1日、29日分）は、平成26年8月1日（金）に公表。

（2）公表方法

- 政治資金適正化委員会ウェブサイト
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/seiji_tekisei/seiji_tekisei.html) の各回の委員会の会議資料のページに掲載を行う（ウェブサイトの閲覧者は、「過去の会議資料はこちら」で掲載の確認が可能。）。
- ウェブサイトでの公表後、政治資金適正化委員会において一般の閲覧に供する。

【参考 1】関係する委員会規程等

○政治資金適正化委員会規程（抄）

（平成 20 年 4 月 2 日 政治資金適正化委員会決定）

（議事録）

第 9 条 委員長は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後これを公表する。ただし、委員長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとするができる。

○政治資金適正化委員会における情報の公開等に係る運営細則（抄）

（平成 20 年 4 月 2 日 政治資金適正化委員会決定）

（議事録の公表）

第 3 条 委員会規程第 9 条に規定する一定期間は、6 年間とする。

（公表方法）

第 5 条 第 1 条から第 3 条までに規定する資料、議事要旨及び議事録の公表に当たっては、政治資金適正化委員会事務局において一般の閲覧に供するとともに、コンピュータ・ネットワークに掲載する。

【参考 2】公表日について

平成 20 年度政治資金適正化委員会	議事録公表日
第 1 回委員会 4 月 2 日	平成 26 年 5 月 1 日
第 2 回委員会 5 月 23 日	平成 26 年 6 月 2 日
第 3 回委員会 7 月 1 日	平成 26 年 8 月 1 日
第 4 回委員会 7 月 29 日	平成 26 年 8 月 1 日
第 5 回委員会 8 月 8 日	平成 26 年 9 月 1 日
第 6 回委員会 9 月 11 日	平成 26 年 10 月 1 日
第 7 回委員会 10 月 6 日	平成 26 年 11 月 4 日
第 8 回委員会 10 月 31 日	平成 26 年 11 月 4 日
第 9 回委員会 12 月 2 日	平成 27 年 1 月 5 日
第 10 回委員会 3 月 19 日（平成 21 年）	平成 27 年 4 月 1 日